**障害者控除対象者認定書の交付について**

**１　障害者控除対象者認定書とは**

障害者手帳の交付を受けていない場合でも、６５歳以上のかたで介護保険の要介護認定の状況により障害者に準ずると認定されたときは、所得税及び市県民税を申告する際に「障害者控除対象者認定書」を提示することにより、ご本人またはそのかたを扶養されている親族のかたは障害者控除を受けることができます。

深谷市では審査により障害者に準ずると認定されたかたに「障害者控除対象者認定書」を交付しております。

※　認定書はその年の申告に限り有効です。なお、税の障害者控除を受けるために使用できるものであり、障害者手帳の代わりになるものではありません。

※　もともと所得税及び市県民税が非課税の場合は使用することはありません。

**２　障害者控除対象者認定書の交付対象者**

認定基準日現在６５歳以上で介護保険の要介護認定を受けているかたのうち、以下の表の基準を満たしているかた。

|  |  |
| --- | --- |
| 認定区分 | 認定基準 |
| 障害者 | 要介護３の認定を受けている |
| 特別障害者 | 要介護４または要介護５の認定を受けている |

**３　認定基準日**

税の障害者控除を受けようとする対象年の１２月３１日（対象年中に死亡された場合は、その死亡日）。

【担当】

深谷市役所　長寿福祉課

電話：０４８－５７４－８５４４（直通）